

山田 BBS 会規約

(名 称)

第 1 条 本会は山田 B B S 会と称し、事務局を龍昌寺内（山田町後楽町 4-5）に置く。

(目 的)

第 2 条 本会は友愛と奉仕の精神に基づき、対象少年との友達活動を通じてその更生を図るとともに、犯罪や非行のない地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 保護司の行う保護観察への協力
- 2 会員相互の研修と親睦
- 3 非行防止活動
- 4 地域社会への社会参加活動
- 5 その他、本会の目的達成のため必要と認めた事項

(会 員)

第 4 条 本会は次の会員をもって構成する。

- 1 前条に示す本会事業に奉仕する青年で、その趣旨に賛同するものとし、会長の承認を得た者。
- 2 会員及び地域の中から協力会員を設けることができる。

(組 織)

第 5 条 本会は第 3 条に定める事業を行うために、実情に応じ、部局を適宜設けることができる。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長（1名）会長は会を代表して事業を総括し、会議の際は議長となる。
- 2 副会長（4名）副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事（2名）監事は会計の監査を行う。
- 4 事務局長（1名）事務局長は庶務・記録を掌理する。
- 5 会計（1名）会計は会計を掌理する。

6 事務局員（4名）事務局員は事務を掌理する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長（1名）会長は会を代表して事業を総括し、会議の際は議長となる。**
- 2 副会長（2名）副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。**
- 3 事務局長（1名）事務局長は庶務・記録を掌理する。**
- 4 会計（1名）会計は会計を掌理する。**
- 5 監事（協力会員より1名）監事は会計の監査を行う。**

(役員~~の~~選出)

第7条 役員~~の~~の選出は次の各号による。

- 1 会長、副会長、監事は総会において、
- 2 事務局長及び会計、事務局員は会員の中より会長が任命する。

(役員~~の~~の選出)

第7条 役員~~の~~の選出は次の各号による。

- 1 会長、副会長は総会において選任する。**
- 2 事務局長及び会計は会員の中より会長が任命する。**
- 3 監事は協力会員の輪番とする。**

(役員~~の~~の任期)

第8条 役員~~の~~の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員はその任期が満了した場合においても、後任者を選任するまでは引き続きその職務を行う。**
- 3 役員~~の~~の欠けたる時は、補充することができる。但し、この場合は、前任者の残任期間とする。**

(役員会)

第9条 役員会は次の各号による。

- 1 役員は役員会を組織し、重要な事項を協議する。**
- 2 役員会は会長が必要に応じて召集し、会長が議長となる。**

(部会)

第10条 本会に次の部会を置く。

- 1 企画総務部会
- 2 地域振興部会

3 青少年健全育成部会

(部 会)

第 10 条 削除

(総 会)

第 11 条 → 第 10 条 本会は円滑なる運営を図るため、総会を行う。

- 2 通常総会は、毎年 1 回会長が召集し、毎年度の事業計画及び収支予算・同決算、その他重要な事項を決議する。尚、必要に応じ臨時総会を召集できる。
- 3 総会は会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、開会することができない。但し、委任状の提出があった場合には出席とみなす。
- 4 総会の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は議長が決する。
- 5 総会の召集、通常総会は 4 月 1 日に在籍し、かつ、開催日に在籍している会員とし、臨時総会は総会開催日に在籍している会員とする。

(顧問及び参与)

第 12 条 → 第 11 条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 参与は役員会の諮問に応じて本会の重要な事務に参画することができる。

(会費及び経費)

第 13 条 会員の会費は

40 歳 ~	5,000 円
30 歳 ~ 39 歳	3,000 円
20 歳 ~ 29 歳	1,000 円
~ 19 歳	500 円

- 2 協力会員は年 3,000 円とする。
- 3 会費の納期は 6 月末日とし、部会ごとに徴収してから一括払い込むものとする。
- 4 本会の経費は、会費及び助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会費及び経費)

第 12 条 会員の会費は無料とする。

- 2 協力会員の会費は年 10,000 円とする。

3 協力会員の会費の納期は6月末日とする。

4 本会の経費は、協力会員の会費及び助成金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条→**第13条** 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第15条→**第14条** この規約は総会において出席会員の2分の1以上の同意を得て改正することができる。

(附則)

- 1 規約の決定 平成16年4月25日
- 2 この規約は、平成16年4月25日から施行する。
- 3 この規約は、平成17年5月22日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年6月〇〇日から施行する。**

◆協力会員（設立当初の発起人）

清水 誠勝（龍昌寺）

川石 睦（川石水産）

齊藤 秀喜（斎藤外装）

横田 裕（横田型枠）

佐藤 秀樹（社会福祉法人三心会）

以上5名